

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土居 幸徳
同 小林 寿雄
同 小川 信幸

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課	西川緑道公園筋 歩行者天国実行委員会	西川緑道公園筋 歩行者天国開催負担金
出資団体監査	財政局 財務部 財産活用マネジメント推進課	岡山市土地開発公社	出資者としての団体に対する指導監督業務
	産業観光局 商工観光部 プロモーション・MICE推進課	株式会社 岡山コンベンションセンター	出資者としての団体に対する指導監督業務
	市場事業部	岡山市場冷蔵株式会社	出資者としての団体に対する指導監督業務
公の施設の 指定管理者監査	環境局 環境施設部 環境施設課	岡山グリーンサービス株式会社	西部リユースぷらざ 管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

平成31年1月4日から平成31年2月28日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

平成31年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い, 所管課の平成29年度の事務が, 法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし, 抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合, 質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 負担金の執行に係る所管課業務について

平成29年度における財政援助に係る負担金の執行事務等について, 関係書類等を監査した結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

なお, 今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。

(2) 出資者としての団体に対する指導監督業務について

平成29年度における指導監督業務について, 関係書類等を監査した結果, 今後の指導監督方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

なお, 今後の指導監督方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。

(3) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

平成29年度における公の施設の指定管理業務の執行に係る所管課業務について, 関係書類等を監査した結果, 今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

なお, 今後の処理方法について指導した軽易な事項は, 記述を省略した。